

令和2年土幌町議会第2回定例会

1 議事日程第2号 令和2年6月9日（火曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 清水 秀雄 議員

高齢者の聞こえの支援について

日程番号3 議案第4号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

日程番号4 議案第5号 土幌町税条例等の一部を改正する条例案

日程番号5 議案第6号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号6 議案第7号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第8号 土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第9号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第10号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

2 出席議員（12名）

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
ほか関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 川口 久 教育課長 小野寺 務
給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、森本真隆議員及び11番、大野明議員を指名します。</p>
2	清水議員	<p>日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員。</p>
	秋間議長 小林町長	<p>おはようございます。私は、町長に答弁を求めます。高齢者の聞こえの支援について質問いたします。 内閣府の高齢社会白書によれば、2020年の高齢化率、65歳以上の高齢者が人口の全体に占める割合は28.9%、団塊の世代全体が後期高齢者になる2025年には30%になります。日本医師会のデータによれば、65歳以上の高齢者の40%が老化による難聴によるコミュニケーション障がいを持っているとあり、認知症や鬱病を進行させていくのではないかとということが今問題になっています。しかし、補聴器を使うと認知機能の低下を抑制できることが調査の結果で確認されています。身体障がい者とは認定されない中度、軽度の加齢性難聴へ補聴器購入補助を実施する自治体の広がりが見られます。本町においても高齢者福祉の推進のために補聴器購入補助を行ってほしいと思いますが、町長の所見を伺います。</p> <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。 それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。 まず、難聴を含む聴覚障がい者の身体障害者手帳の交付対象者は、身体障害者福祉法に基づき、両耳の聴力レベルが70dB以上の方、ま</p>

たは一方の耳の聴力レベルが90 d B以上、かつ他方の耳の聴力レベルが50 d B以上の方が対象となる基準となっており、本年5月1日現在、本町での聴覚障がいによる身体障害者手帳所持者は41名で、このうち65歳以上の方は34名となっております。

補聴器購入に際しての補助については、障害者総合支援法に基づき実施しているところであり、その対象者は聴覚障がいの身体障害者手帳を取得している方で指定の医師の診断、検査を受けて意見書を交付してもらい、北海道立心身障害者総合相談所において支給の判定を経て支給されることとなっており、その補助額は課税状況等に応じて基準額の9割から全額を補助しているところであります。本町の聴覚障がい者への補聴器支給状況は、平成27年から令和元年の5年間で29件支給し、うち65歳以上が26件となっております。また、町の単独施策として身体障害者手帳の交付対象とならない児童を対象に、いずれかの耳の聴力レベルが30 d B以上70 d B未満の軽度・中等度難聴児に対し補聴器の購入助成を実施しており、平成27年から令和元年の5年間で1名に支給をしております。

65歳以上の高齢者の加齢による難聴については、有効な予防法は見つかっておらず、主な治療法は補聴器をつけることと言われており、また認知症の危険因子である可能性が指摘されているところであります。国においても2018年度から補聴器を使用することによる認知機能低下予防の効果を検証するための研究も行われていることから、その動向や自治体における導入事例、利用状況などについて調査を行い、それらを踏まえながら、ご質問であります高齢者の軽度・中等度難聴者に対する補聴器の助成について検討してまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。私は、この町長の答弁の中で、本町の聴覚障がい者に関わる身体障害者手帳所持者41名で、このうち65歳以上の方は34名となっているということで、この状況で驚いています。何が驚いているかということ、あまりにも少ないということです。私もそうなのですが、ここでも町長言っていますように、70 d B以上でなければ身体障がい者として認めないということが1つあります。70 d Bというのはほとんど聞こえないのです。それでなければ身体障がい者として認めないということがあって、この数字が出てきているわけです。

それでは、そこまで高齢者の方が我慢し続けるのかと、私の質問は難聴と認知症との関係です。難聴が大きな障がいとなって認知症につながっていくということが言われています。それで、慶応大学医学部耳鼻咽喉科教授の小川郁氏がこのように言っています。難聴は、ほほ笑みの障がいだと。難聴というのは、今言いましたようにほほ笑みの

障がいとも呼ばれるぐらいのもので、お話しされて聞こえない。何回も繰り返し聞こえないと、尋ねるのではなくて、笑ってごまかしてしまう。皆さん、経験ありませんか。これがほほ笑みの障がいです。なかなか相手にも理解されにくいために、どうしても社会的に孤立しがちです。これが認知症や鬱病を進行させていくのではないかとということが今問題になっているのだというふうに指摘しています。

国立長寿医療研究センターが行った調査によれば、全国の難聴有病者は65歳以上で約1,500万人、実に45%になる。65歳以上の高齢者のうちの45%が難聴になると言われているのです。それで、私が冒頭指摘したように、これを放置していれば認知症がどんどん進んでいくのではないかと、認知症との関係が極めて厳しく深刻に指摘されています。町長もおっしゃっているのですが、70 dB以下、デシベルで言いますと20 dBが正常値です。40 dBになると軽度の難聴なのです。こういう軽度の難聴者をどのように支援していくかと。そこで、私が提案しているように、この人たちに対しての支援をする気はないですかと、これが質問の趣旨なのですが、こういう対応をしていかないといろんな社会的な面で医療費もかかりますという結果になっていくというふうに、これは関連の形でそうなるわけですが、先ほども言いましたように、高齢者の難聴に何も介入をしないということになると、会話ができないので、社会活動が減少する。社会的に孤立する。認知症や鬱が進行する。脳が萎縮して意欲が低下する。したがって、生産性が低下する。要介護度が高くなる。あるいは、死亡率も高くなる。これによって国の医療費の支出も増えると。こういう様々な問題が起こってくるというふうに指摘しています。

アメリカの厚生省医療施策研究所で出した施策では、難聴者のうち、補聴器をつけている方に比べて補聴器をつけていない方の生産性は非常に落ちると、半分以下になってくると。それによって、国も税収が1兆8,000億円少なくなるという試算を出している。早めに対応することが国全体の予算や医療費にも大きな影響があると見ていると、こういう見方もあるわけです。そういう因果関係が起こってくるということで、今後どのように町長としては対応していくのかということが求められるのですが、そのことについて再度お伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 ただいま清水議員がおっしゃったように、難聴の方が1つは難聴がゆえに参加だとか外出だとかというコミュニケーションの意欲が減退をするということがあって、それが認知だとか鬱ということにつながるという可能性もあるのでありますけれども、今の基準でいくと大まかにいくと、今清水議員からいろいろお話があったようなところで、70 dB未満であると基準でいけば普通の会話ができる、それから70 dB以上であれば大声の会話がどうにかできるということでもありますか

ら、90以上になるとかなり大きな音でないと聞こえてこないという、そういう大まかな国の基準になっているところでもありますけれども、そういう面では早く、難聴を進むのを防止するためには補聴器をつけるということが有効な手段なのでありましようけれども、そういう面では補聴器をつけるということなのでありますけれども、いろんな基準があるのと、そういう補助の基準もあるのでありますけれども、補聴器の価格についても、例えば補助の基準としている価格というのが3万4,200円から12万円ぐらいの価格基準なのでありますけれども、実態としては20万円から60万円ぐらいの補聴器があるということでもありますから、そこら辺もよく状況を、効果がどのくらいかという状況も調べる必要があるということでもありますけれども、いずれにしても難聴の皆さんがそういう面ではコミュニティーに参加するということが意欲が低下するということについてはおっしゃるとおり、認知、鬱というのはいろんな要件があるのでありますけれども、その要因になるということも考えられるのでありますけれども、いろんな面からよく私も調査をしながら、軽度の難聴者に対する補聴器の購入に対する支援については今後よく検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

今町長から答弁をいただきましたが、補聴器は非常にピンからキリまで、高いものになりますと今町長がおっしゃっているように70万円もするというような価格もあるようであります。補聴器の装用率なのですが、実際に難聴者の補聴器の装用率というのは14%にすぎないというふうに言われています。これは、1つは今町長がおっしゃっているように、補聴器の価格が高いと、それに対して公的補助がない、100%自費で購入しなければならないということがあると思います。特に低所得階層の人たちにとっては、とても手の届くものではないというふうになっていくと思います。したがって、そここのところは、先ほど申し上げましたけれども、認知症との因果関係からいくと非常に危険な状況に置かれてしまうというふうになると思います。

自治体としては、そういう状態を回避するために支援している自治体があります。具体的にお知らせをしていきたいと思います。例えばある自治体では、1人当たり2万5,000円補助しますということをやっていたり、補聴器を支給するという制度が取られているという自治体もあります。こういう形でそれぞれ自治体によって、今申し上げましたように非常に大きな問題になってきていますから、それに対処していくということが住民の生活を支えるということで非常に大きな問題になってきているわけですから、そういう自治体の支援もあるわけですから、本町としてもそのような形での支援をしてはいかかなものかと、それを問いかけしているわけです。

もう一つ申し上げます。聴覚障がい者の人たちの集団補聴システムがありまして、障がい者の人たちを支援するための。全市町村に設置の状況を調査しているという情報があります。集団補聴システムの普及実態に関する調査研究で各自治体の施設におけるヒアリンググループの設置状況等を、全国都道府県、市町村全てにヒアリンググループの設置、活用や貸出用の整備を求めていく、自治体にそういう調査が来ているのではないかというふうに、問合せが来ていると思うのですが、それを実施しているというふうに言われています。本町の場合でも、例えば総研に設置するというのも可能ですから、ああいうところで集会をしても、いろんなイベントをする場合に難聴者のためにそういう施設が設置できると、制度があるようですから、それに対して調査が来ているというふうに言われているのですが、それは実態として来ているのでしょうか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 担当の保健福祉課長のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村のほうからお答えさせていただきます。

私が把握している限りで調査が来ているかどうか、今持ち合わせの資料がございませんので、後ほど報告したいと思います。ただ、今回のコロナウイルス感染拡大の関係で町内の聴覚障がい者の一人世帯、もしくは困っている家庭に実は手紙を送って、困り事がないかということのを既に発信して、まだ返事が戻ってきていませんが、今のところ特に困っているという世帯、こちらのほうに連絡がありませんので、後ほどまた国の調査のほう来ているかどうかも含めて報告させていただきます。

秋間議長 再質問あれば許します。6番、清水議員。

清水議員 まだ都道府県の段階から各市町村にまでは届いていないのかなという気もしますが、そういう制度もありますので、ぜひ対応して、町民の生活支援をしていただきたいということで、取組を求めたいというふうに思います。今申し上げていますように、いかにして難聴を支援していくかということで、それぞれの自治体が工夫をしています。先ほども申し上げたとおり、70dBというのは、70dBを超えてということになると、これは身体障がい者ですから、身体障がい者にならないまでも軽度の難聴者を支援するということが、繰り返しになりますが、そのことが求められているということを繰り返しておきたいと、強く求めたいと思います。そういうことも含めて、今後町として町長も検討していきたいというふうに言っていますが、先ほども申し上げましたように、私が素人の立場で町長に求めているのではなくて、学者の先生がその立場で難聴と認知症との関係を指摘しながら、難聴を

いかに支援していくかということによって、そのことが町民の生活を支える、ひいては自治体や国の財政支援にもつながるといふうに言っているわけですから、そのところを十分に捉えていただいて、まずは取組みをしていただきたいというふうに思います。

もう一つ申し上げたいのは、町民の方が補聴器を購入する場合、補聴器相談医という耳鼻咽喉科医師を受診して、補聴器情報提供書を発行してもらって、認定補聴器販売店という専門の補聴器を調整する技士がいるところで作れば、税金の確定申告で医療費控除が受けられるというふうになっています。これは、ぜひ多くの町民に周知していただいて、税金の医療費控除も受けられますということで、難聴を支援するという点で大きな支援策になりますから、そういう周知もぜひしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 いろいろ難聴に関わるご質問、ご意見をいただいたのでありますけれども、難聴にもいろいろな種類があるということと、もう一つ、補聴器に関わっても、まさにピンからキリということで価格の差もありますし、また補聴器の種類によってその人に合うかどうかということも非常に大きな課題でもあるというふうにお聞きしているのです、私もこれまで障がい者福祉対策の中で今の軽度、中等度の方に対する補聴器に対する助成については議論をしてこなかったもので、今回の清水議員の提起を受けながら、いろいろ議論をしてまいりたいというふうに思いますし、それから補聴器をつけることにおける税金の控除については役場だより等でPRをさせていただきたいというふうに思っています。

以上であります。

秋間議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了します。

以上、一般質問を終わります。

3 **日程第3、議案第4号「土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第4号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、個人番号通知カード、これは最初にマイナンバーが通知されたときの紙のカードのことでありますけれども、令和2年5月25日で廃止をされまして、同時に個人番号通知カードの再交付事務が廃止をされたため、所要の改正を行うものであります。

		<p>説明資料の4ページを御覧願います。右側の現行欄、別表第2の第5号、個人番号通知カードの再交付の手数料の欄が再交付事務の廃止に伴い削除となりまして、第6号以降を1号ずつ繰り上げるものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第4号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4	秋間議長	<p>日程第4、議案第5号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	高木副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第5号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、地方税法等の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による町税の特例を規定するため、改正をするものであります。</p> <p>説明資料の11ページから新旧対照表を載せてございますけれども、5ページからの税制改正の要旨で説明をいたします。改正は第1条から第3条までございまして、税目、改正項目ごとに説明申し上げますけれども、適用日及び施行日につきましては一番右の欄をご参照願います。</p> <p>まず、第1条による改正であります。個人町民税に関わる改正の1の非課税の範囲については、現在個人住民税が非課税となっている男性の寡夫を対象から除き、新たにひとり親が創設され、性別、婚姻歴に関係なく、子供のいるひとり親の方が対象となります。2の所得控除については、「寡婦(寡夫)控除」から「ひとり親控除」へ名称が変更されます。控除の適用条件も記載のとおり変更となります。改正項目の3と4につきましては、これらの変更に関わる町民税申告書への記載を変更する規定でございます。</p> <p>次のページに移りまして、法人町民税に関わる改正では、国の法人税の改正に伴うものであり、引用条項のずれの修正で、内容に変更はございません。</p>

次に、固定資産税に関わる改正では、1の納税義務者についてですが、所有者の死亡などから長い間相続などの手続きがされないまま所有者が不明となってしまった固定資産について、戸籍調査などの調査を行ってもなお所有者が判明しない場合に、その使用者に対し固定資産税の賦課を可能とする改正でございます。2つ目は、所有者が死亡した際には、新しく所有者となった方にはその旨を申告いただかなければならないという規定の追加となります。

次に、たばこ税に関わる改正では、1の課税標準は軽量葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するという税額計算方法の改正でございます。この改正は2段階で行い、令和2年10月から令和3年9月までの間、0.7g未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本と数えるという激変緩和措置を規定するものであります。2つ目は、課税免除の適用を受ける際の課税免除に該当することを証する書類の提出が不要になるというものであります。

次に、その他の1の延滞金の割合等の特例では、町民税の納税猶予を受けた場合の延滞金の割合は7.3%から7.3%を上限として財務大臣が告示する平均貸付け割合に0.5%を加算した割合での計算に変更いたします。なお、滞納での延滞金の割合は従前のとおりでございます。7ページに移りまして、2の徴収猶予の特例では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年比おおむね20%以上大幅に減少したで一時的に納税が困難な方に向けて徴収猶予制度の特例が創設をされました。なお、猶予の期間は1年間であります。

次に、個人町民税に関わる改正では、税率の特例で、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、いわゆる肉免でございます。これが3年間延長されまして令和6年までとなります。2つ目は、未利用が長く続いた土地など一定の要件を満たす土地を譲渡した場合に長期譲渡所得から100万円を控除する規定が新たに設けられます。3つ目は、優良住宅地を造成するために土地を売却した場合の長期譲渡所得の特例規定も3年間延長されまして令和5年度までとなります。

次に、軽自動車税に関わる改正では、新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策により、環境性能割の非課税措置を令和3年3月31日まで半年間延長いたします。

次に、固定資産税に関わる改正では、税率の特例として新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策により、中小事業者が所有する家屋及び償却資産について令和2年2月から10月までの売上高が前年の同時期に比べ30%以上減少した場合、令和3年度の固定資産税を2分の1またはゼロまで軽減する特例が設けられます。2つ目は、再生可能エネルギー設備の減免に一定規模以上の水力発電設備を追加し、割合を4分の3とするものであります。

8 ページに移りまして、コロナの影響を受けながらも新たに設備投資をした中小事業者等の支援策として、現状の生産性向上特別措置法に基づく機械・設備の特例に事業用家屋及び構築物が追加され、適用期限が2年間延長され、令和4年度末までとなります。この特例税率は、取得から3年間ゼロとするものであります。その他の改正は、引用条項や文言の整理をするものでございます。

次に、第2条の説明をいたします。9 ページをお開き願います。法人町民税に関わる改正では、1の延滞金はさきに説明した第1条のその他の項目の延滞金等と同様の改定でございます。

次に、2の申告と納付では、国税での連結納税制度の見直しに伴う法改正による引用条項のずれを修正するもので、法人町民税では課税方法、納税方法など基本的事項に変更はございません。

次に、たばこ税に関わる改正では、第1条により改正いたしました葉巻たばこ、この激変緩和措置が終了した令和3年10月以降の葉巻たばこ課税標準を定める改正でございます。

次に、個人住民税に関わる改正では、新型コロナウイルス感染症に係る控除の特例を追加いたします。1つ目は、中止、延期となったイベントなどの入場料や参加料などの払い戻しの権利を放棄した場合、寄附金とみなし、寄附金控除を適用いたします。2つ目は、住宅ローン控除について、工期が延びた場合でも控除が受けられるよう適用要件を弾力化するための改正をするものでございます。

次に、10ページでございます。第3条による改正を説明いたします。今回のひとり親の創設により、昨年度一部改正をいたしました条例を改めて改正し、令和3年1月から適用する単身児童扶養者を削除するものであります。

その他につきましては、引用条項や文言の整理でございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

秋間議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

今の説明の中で、第1条の中で固定資産の所有者が不明の場合、使用者に課税するということになっているのですが、当然所有者が見つからない場合というのは単年に終わらず、数年遡ってもいない場合のこの対象事項だと私は思ったのですが、1年のみでもこの条例を施行して使用者に課税をするということなのか、それとも何年間か。これうたっている第343条第5項に規定する探索という部分が僕もちょっと不明なので、それも併せて説明を願いたいと思います。

秋間議長
藤内
町民課長

町民課長。

町民課長、藤内よりご説明します。

今回の固定資産税の所有者の条例変更なのですが、1年とかではなくて、今現在は死亡した方の相続人全員に本来であれば納税通

知書を送るということになっていきますけれども、それだと誤納とか、そういうものも発生しますので、相続人の中から1人代表者を選んで、その方を納税者として今のところ申告書を送っております。今現在は、相続を速やかに行って、新たな所有者を決めてくださいということで周知をしております。今回の条例改正で所有者が決まらないという場合は、相当な努力をした場合は今現在使っている所有者を指定できるということになっております。また、所有者が亡くなった時点で今現在固定資産を所有している方には3か月以内に、うちのほうから、あなたがここの所有者で納税義務が発生するということ、申告させることができるということなので、1年を待たなくても所有者の変更というのですか、が行えることとなります。

以上です。

秋間議長
加藤議員

1番、加藤議員。

非常にこの部分が複雑だと私は思うのです。使用者が固定資産税を払っていると、そうだと単純にただ使用料を払っていると、言い方を変えればそういう捉え方なのかもしれないけれども、そもそも所有者が権利放棄しない限り、その部分って使用者に常に、私は払わない、誰も身内の者は親族も払わないけれども、使用している人が払う義務を課せられることになるのだけれども、延々とその在り方というのは、新しい制度だと私は思うのです。その部分のうちの町内でもそれに該当する件数が何件かあるのではないかなと思うのですけれども、その部分は何か調査されていますか。

秋間議長
藤内
町民課長

町民課長。

町民課長、藤内よりお答えします。

固定資産の所有者が不明というものについては、何件かあります。今現在相続人の方の所在調査、またそういう固定資産に至っては所有者が亡くなっている、相続人の方も亡くなっているとかいうパターンがありますので、そうなってくるとまた相続人がどんどん移動していきますので、その方の所在を調査したりとか、近場にいればいいのですけれども、道外とかいうところもありますので、調査のほうは長時間にわたっているのが現状でございます。それにしてもそのままにしておくというわけにもいきませんので、時間はかかるのですけれども、地道に調査を続けて、相続をしてもらう、もしくは放棄をもらうとかという手続をしてもらおうよう、今実際調査で判明している方への通知でそういう依頼とかをしているのが現状でございます。

秋間議長
加藤議員

1番、加藤議員。

不在地主という言い方も含まれると私は思うのです。そういうふうを追っていくことに当然時間も経費もかかっていくだろうなと私は思います。固定資産税が未徴収のまま、それも1年、2年とまた延びていくということなので、せつかくこの制度、使用者がいればいいので

	すけれども、ただ土地だけがぼつんとある、しかも固定資産税を徴収できないというものはこの制度を大いに活用して、次の段階に移っていくようなことをしていかないと、空白の土地だけが町の中に幾つも出てしまうのは余り好ましい状況ではないと私は思いますので、スピード感を持てるように努力していただきたいと思います。
秋間議長	そのほかありませんか。 (な し)
秋間議長	ないようですから、質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
5	日程第5、議案第6号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
高 木 副 町 長	議案第6号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、地方税法の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し規定をするためのものでございます。 説明資料の59ページから新旧対照表を載せてございますけれども、57ページからの改正の要旨で説明をいたします。 まず、資料の訂正をお願いをしたいと思います。中ほどの軽減措置の拡充というところに表がございます。そこの5割軽減の現行欄の2行目です。「+特定同一世」の次に「帯」が抜けてございます。帯という字が抜けてございますので、追加をお願いしたいと思います。特定同一世帯所属者数が正しくございます。その右側の同じく2行目でございます。「+」の次です。特定の「特」が抜けてございます。1字追加をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、説明をしていきます。まず、課税限度額でありますけれども、医療分を2万円引き上げ、61万円から63万円とし、介護分を1万円引き上げ、16万円から17万円とし、限度額の総額では96万円から99万円に引き上げるものであります。 次に、軽減措置でありますけれども、5割軽減と2割軽減の世帯の軽減判定所得算定におきまして被保険者数に乗じる金額を5割軽減では28万円から28万5,000円の5,000円、2割軽減では51万円から52万円に1万円の引上げを行い、軽減措置の拡充を図るものであります。 次に、58ページのほうでございます。保険税の減免の特例でござい

ます。附則の第14項として、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合やその影響により収入が前年の10分の3以上減少し、保険税の納付が困難な場合の保険税減免規定の特例を設けるものであります。なお、減免の割合につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の財政支援の基準を準用し、規則で定めることを申し添えたいと思います。

議案20ページのほうに戻っていただきまして、附則であります、施行期日は公布の日からでありますけれども、附則第4項及び5項の地方税法の改正については翌年、令和3年の1月1日からの施行となり、改正後の第2条及び第23条の規定、いわゆる限度額と軽減措置の基準については今年の4月1日から適用するものであります。

21ページに移りまして、適用区分につきましては、この改正後の規定は令和2年度から適用し、令和元年度までにつきましては従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第6号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 [日程第6、議案第7号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 議案第7号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について
副 町 長 説明をいたします。

この改正につきましては、介護保険法施行令の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し規定をするためのものがございます。

説明資料の65ページから新旧対照表を載せてございますけれども、64ページの介護保険1号保険料の低所得者軽減強化の資料で説明をいたします。

介護保険料につきましては、昨年10月からの消費税の引上げに合わせ、第1段階から第3段階までの軽減について令和元年度の10月から実施をしておりますけれども、昨年度は半年分の軽減でありましたので、本年度から軽減の完全実施をするものであります。まず、第1段階の方は年額2万7,450円から2万1,960円に、第2段階の方は年額4

万5,750円から3万6,600円に、第3段階の方は年額5万3,070円から5万1,240円にそれぞれ軽減し、改めるものでございます。

次に、議案の22ページに戻っていただきまして、中段より少し上の附則の部分ででございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する規定の追加でございますけれども、減免の対象とする保険料の納期限の範囲は令和2年2月1日から令和3年3月31日までで、対象者は新型コロナウイルス感染症により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合と新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、減少額が前年の事業収入等の10分の3以上であり、かつ、23ページに移りまして、前年の公的年金等の所得の合計額が400万円以下の者を対象とするものであります。なお、減免の割合及び申請期限につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の財政支援の基準を準用し、要綱で定めることを申し添えます。

附則の施行期日でありますけれども、この条例は、公布の日から施行し、介護保険料の軽減については令和2年4月1日からの適用、新型コロナの影響による減免については令和2年2月1日から適用するものです。

次に、経過措置についてであります。令和元年度以前の保険料については、従前の例とするものであります。

以上、議案第7号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

[日程第7、議案第8号「土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第8号 土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をするもので

ございます。

説明資料の67ページをお開き願います。第10条は、放課後健全育成事業に置く職員の資格等について規定をしているものですが、支援員は都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でありましたが、69ページの関係省令の改正により中核市も実施できるようになったことから、戻っていただきまして、引用条文である省令の「第10条第3項に規定する研修を修了したもの」に改め、基準を緩和するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第8号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8 [日程第8、議案第9号「土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 議案第9号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
副 町 長 を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をするものであります。

説明資料の70ページをお開き願います。家庭的保育事業者が行う保育というのは3歳未満児を対象としておりまして、満3歳に達して卒園する児童に対して引き続き必要な保育が提供されるよう、保育所、幼稚園、認定こども園を適切に確保することを求めています。

第6条第4項は、家庭的保育事業所等の終了後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、著しく困難であると認めるときは不要とすることができることを規定しておりますけれども、第4項第1号として先行利用調整などの様々な対応策により終了後も引き続き教育または保育の提供を受けることができる場合にも連携施設の確保を不要とすることを追加したものでありまして、改正後の第2号については第4項のもともとの規定を記載をさせていただきます。

	<p>第5項は、第4項で新たに2号を追加したことに伴う改正であり、規定内容の変更はございません。</p> <p>71ページでございますけれども、第37条第4号については、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について、これまでも実施可能でありましたが、これを明確化したものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第9号の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第10号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
高木副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第10号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、改正をするものでございます。</p> <p>説明資料の72ページをお開き願います。第7条第2項の改正については、児童福祉法第24条第3項の規定については第40条第2項においても引用されており、また今回の改正で新設される第42条第4項第1号においても引用されることから、「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」という文言を追加することにより、第40条第2項の括弧内の規定を削る改正としております。</p> <p>次に、先ほど議案第9号で説明いたしました土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の家庭的保育事業者等とこの条例の特定地域型保育事業者は同じ意味でございます。第42条第4項及び第5項につきましては、議案第9号での6条の改正と同様に連携施設の確保を不要とする場合の規定を追加するものでございます。</p>

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、
公布の日から施行するものであります。

以上、議案第10号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は11日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前 1 1 時 0 3 分)